

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年12月15日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

中野ひろゆき

高花えいこ

もんま 節子

中村のりゆき

室井安雄

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がいや知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者に関する手帳制度については、身体障がい者と精神障がい者の手帳は法律に基づき交付、運用されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要綱を定め、交付、運用されている。

実際に、知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。

よって、国においては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も考慮した判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会